



2026年2月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ン ク ロ ・ フ ー ド
代 表 者 名 代表取締役兼執行役員社長 大久保 俊
兼 開 発 部 長 (コード番号: 3963 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員管理部長 森 田 勝 樹
(TEL. 03-5768-9522)

株主による臨時株主総会招集請求に関するお知らせ

当社は、当社株主である AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC (以下「請求者」といいます。)より、会社法第 297 条第 1 項の規定に基づき、臨時株主総会招集請求 (以下「本請求」といいます。)に関する書面 (2026 年 1 月 15 日付臨時株主総会招集請求書) (以下「本請求書」といいます。)を 2026 年 1 月 15 日に受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、請求者から本請求書を受領してから、本請求の取扱いについて請求者との協議を重ねてまいりました。請求者からは、本請求の取下げに関する条件の提示があり、当社も本請求の取下げに向けた交渉を誠実に実施して参りましたが、2026 年 2 月 9 日に実施した当社との面談の中で、請求者から、当社取締役会が、洲濱陽一氏及び Bellamy, Jason Orlando 氏 (以下「推薦候補者」といいます。)を、2026 年 6 月開催予定の当社の定時株主総会における会社提案の取締役候補者とする判断を 2 月 13 日までに行うことを、本請求の取下げの条件とする旨を突如として一方的に要求されました。

当社取締役会は、本請求の内容について慎重に検討しておりますが、指名報酬委員会での推薦候補者の検討が一切実施できていない状況下で、推薦候補者を会社提案の候補者にするを現時点で決定することはできないと判断し、本日、請求者に対してその旨を通知いたしました。

記

1. 請求者の概要

AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC

請求者は、当社の総株主の議決権の 100 分の 3 以上の議決権を 6 か月前から引き続き保有している株主であります。

2. 請求の内容

(1) 株主総会の目的事項

- ① 取締役 2 名 (藤代真一及び松崎良太) の解任
- ② 社外取締役 2 名 (洲濱陽一及び Bellamy, Jason Orlando) の選任

(2) 招集の理由等

本請求書の全文を別紙として添付しておりますので、ご参照ください。

3. 当該請求への会社の対応方針

本請求に対する当社の対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

以上

別紙

1. 株主総会の目的である事項

- (1)取締役2名（藤代真一及び松崎良太）の解任
- (2)社外取締役2名（洲濱陽一及びBellamy, Jason Orlando）の選任

2. 招集の理由

当社の取締役会は、株主の意思を踏まえた、株主価値の保護・向上に向けた経営を適切に監督できておらず、深刻なガバナンス不全の状態にあります。

株式会社東京証券取引所が公表するコーポレートガバナンス・コードの基本原則4では、取締役会の責務として、「上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図る」とされています。株主からの付託を受けた取締役会は、株主の意思を十分に反映しつつ当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図ることが求められます。

2025年12月26日に開催された臨時株主総会に先立って、同年11月12日、当社取締役会は「臨時株主総会の開催日時等の決定並びに臨時株主総会の付議議案及び株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」と題する適時開示を発出しました。同開示では、複数の株主による招集請求に係る臨時株主総会において、第1号議案として取締役1名の選任を諮る会社提案を行うこと、並びに、第2号議案から第6号議案の株主提案について、全ての議案に反対することを取締役会の全会一致で決議したことを発表しました（のちに第5号議案は提案株主より撤回）。

その後の臨時株主総会では、会社提案の第1号議案は賛成率45.9%で否決された一方で、株主より提案された第2号、第3号、及び第6号議案は、それぞれ55.2%、58.4%、58.4%の賛成をもって可決されました。なお、第4号議案は定款変更に関する議案のため可決に議決権の3分の2以上の賛成を要することもあって、58.4%と過半数の賛成は得られたものの否決されることとなりました。会社提案の議案が過半数に届かなかったことに対して、取締役会が反対した株主提案がいずれも過半数の賛成を獲得したこと、さらにはそのような議案に対して取締役会の全会一致で反対の意見を表明したことは、当社の取締役会が株主の意思を踏まえた経営の監督機能を果たせていないことを意味しています。

取締役会の機能不全の一因として、当社指名報酬委員会における独立性の欠如が挙げられます。昨年末の臨時株主総会の招集に当たっては、指名報酬委員会が資本市場やM&Aに関する豊富な経験を有する複数の取締役候補者について、個別面談を含む検討を実施したとのことですが、その判断内容が株主の意思を尊重したものではなかったことは、臨時株主総会の結果を見ても明らかです。当社指名報酬委員会は、当社の創業者かつ長年社長を務めた藤代真一氏を委員長とし、社外取締役の松崎良太氏と永井美保子氏の3名で構成されており、構成からして独立性に欠けています。

当社は 2016 年 9 月 29 日に東京証券取引所に新規で株式を上場しましたが、その後株価は継続的に低迷しています。配当金を含めた株価指標である TSR（株主総利回り）で見ると、2016 年 9 月 29 日から 2025 年 12 月 31 日までの当社の TSR は+117%であるのに対して、TOPIX は+214%と大きく水をあけられている状況です。

当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上が果たされていない以上、本来であれば、株主からの付託を受けた取締役会が経営陣の責任を問う立場にあります。しかるに、臨時株主総会の議案に対する考え方からも分かる通り、現状の取締役会には経営陣に対して適切な経営責任を問う能力や資質が欠けています。

現在も株価が低迷を続ける当社にとって、経営に対する適切な監督機能を果たせていない現状の取締役会の構成を一刻も早く刷新することが、株主価値向上を実現するために必要不可欠です。したがって請求者は、次回定時株主総会において取締役の選任議案が諮られる前に、臨時株主総会の招集を請求します。

(1) 取締役 2 名（藤代真一及び松崎良太）の解任の件

【議案の要領】

取締役藤代真一及び社外取締役松崎良太を当社の取締役から解任する。

【提案の理由】

〔藤代真一氏について〕

藤代真一氏は、2003 年 4 月に当社を設立するとともに代表取締役に就任し、2025 年 12 月まで 20 年以上もの長きにわたり社長として当社をリードする立場にありました。また当社指名報酬委員会の委員長として、当社の中長期的な企業価値向上に向けて最適な取締役会のメンバーを検討する責任がありながら、株主の目線に立って自らの経営を監督するに足る取締役会の構成とすることを怠ってきました。当社の中長期的な企業価値低迷を招いた藤代氏の責任は重く、取締役としての適格性に疑義があります。

藤代氏を取締役に留任させることの是非は、本来、監督機能を果たすべき取締役会において審議されるべき問題です。しかし、現状の取締役会ではその機能が期待できないため、本議案により株主の意思を改めて問うた上で、取締役会の構成を刷新することが必要です。

〔松崎良太氏について〕

松崎良太氏は、2016 年 1 月より当社社外取締役に就任しており、現在、指名報酬委員会の委員でもあります。独立社外取締役に求められている最も重要な役割は、経営陣の評価と指名・報酬にあり、一般株主の保護のためには、必要に応じて社長をはじめとする経営陣の交代を主導することも含まれます。松崎氏は、10 年もの長きにわたり社外取締役の立場にありながらこの重要な職務を遂行することを怠り、取締役会のガバナンス不全を放置してきました。その責任は重く、独立社外取締役としての適格性に疑義があります。

(2) 社外取締役 2 名（洲濱陽一及び Bellamy, Jason Orlando）選任の件

【議案の要領】

以下の2名を当社の社外取締役として選任する。

- 〔候補者1〕 洲濱 陽一
〔候補者2〕 Bellamy, Jason Orlando

【提案の理由】

〔候補者1〕

(氏名、略歴等)

候補者	洲濱 陽一 (すはまよういち)	生年月日：1975年8月18日 所有する当社の株式の数：0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
2000年4月	NTTコムウェア株式会社 入社 (現 NTTドコモソリューションズ株式会社)	
2009年6月	タイヨウ・パシフィック・パートナーズ 入社 ディレクター	
2025年9月	ワイエス・パートナーズ LLC 設立 代表就任 (現職)	
2025年11月	カーナー・グループ合同会社 設立 代表就任 (現職)	
	(重要な兼職の状況) ワイエス・パートナーズ LLC 代表 カーナー・グループ合同会社 代表	

(取締役候補者とした理由)

洲濱氏は、NTTコムウェア株式会社にてキャリアをスタートし、研究開発・商品開発を行った経験を有しています。その後、タイヨウ・パシフィック・パートナーズにおいて、投資チームのディレクターとして、日本の上場企業に対し企業価値向上に資するエンゲージメントを行う中長期の目線での投資を行っています。更には、ワイエス・パートナーズ LLC 並びにカーナー・グループ合同会社を設立し、いずれの企業でも代表を務めているなど、豊富な実務経験、経営経験を有しています。

このように、洲濱氏はテクノロジー関連の事業会社における長年の経験や上場株投資への経験が長く、株主共同の利益に十分に配慮した監督、テクノロジーを活かした業務に関する実務アドバイス、株主との対話の深化、当社が投資家からより評価されるためのベストプラクティスについての助言への貢献が期待されます。なお、洲濱氏は、当社の社外取締役としての職務に十分な時間と労力を割くことができる状況にあります。以上の理由で、請求者は洲濱氏の取締役としての選任を提案します。

〔候補者2〕

(氏名、略歴等)

候補者	Bellamy, Jason Orlando (ベラミー・ジェースン・オランド)	生年月日：1960年6月1日 所有する当社の株式の数：0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		

1986年6月	Morgan Stanley International Ltd. ロンドン支店勤務
1988年3月	大和証券株式会社ロンドン現地法人及び東京本社勤務
1989年10月	CS First Boston(Japan)Ltd. アシスタント・バイス・プレジデント
1991年3月	UBS Securities Ltd. アシスタント・ディレクター
1992年11月	Crosby Securities Ltd. 東京駐在員事務所副代表
1994年11月	CA Indosuez W.I.Carr Securities (Japan)Ltd. 東京支店長並びにアジア株式部長を兼務
1998年5月	Bank of Hawaii ホノルル本店 バイス・プレジデント
2002年11月	Bellamy Fund Management LLC 米国ハワイ州法人、最高執行責任
2003年4月	Myojo Asset Management Hawaii LLC マネージャー兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー
2009年7月	Bellamy Corporation ビジネス・コンサルティング業務及び投資業
2011年3月	Standard Life Investments インベストメント・ディレクター
2014年10月	三井住友信託銀行株式会社 東京本社非常勤勤務
2019年4月	三井住友トラスト・アセット・マネジメント株式会社 東京本社非常勤勤務（現職）
2019年8月	First Trust Advisors L.P. コンサルタント（現職）
2020年4月	Asset Value Investors Ltd. シニア・コンサルタント・ジャパン（現職）
2024年10月	株式会社エーワン精密 社外取締役（現職）
	（重要な兼職の状況）
	三井住友トラスト・アセット・マネジメント株式会社 東京本社非常勤勤務
	First Trust Advisors L.P. コンサルタント
	Asset Value Investors Ltd. シニア・コンサルタント・ジャパン 株式会社エーワン精密 社外取締役

（取締役候補者とした理由）

ベラミー氏は長年にわたり、資産運用や戦略投資のアドバイザー業務に携わってきました。外資系金融機関の経営幹部と密に連携し、多数の戦略的取引の分析・意思決定・実行支援を行ってきた経験があります。投資や資産運用その他資本市場に関する助言を行うことも多く、資本市場に対する深い理解や知見を有しています。

独立後は、本邦上場企業とのエンゲージメント支援等、外国投資家による対日投資に関する助言を行うほか、株式会社エーワン精密の社外取締役を務めるなど、本邦資本市場と上場企業が直面する課題と機会について深い経験を有しています。

ベラミー氏は、英国・米国の国籍を有し、日本の永住権を取得しております。日・米・英の3か国で学生生活を過ごし、いずれの国でも長年の勤務経験を有するなどグローバルな視点と日本固有の価値観や企業文化等への理解の双方を有し、日本語も堪能です。このようにベラミー氏には、株主共同の利益に十分に配慮した株主との対話の深化、事業グローバル化に向けたアドバイス、当社が投資家からより

評価されるためのベストプラクティスについての助言への貢献が期待されます。また、国内外の資本市場参加者や上場企業経営者等との幅広いネットワークを当社の経営課題の解決に役立てることも期待されます。なお、ベラミー氏は、当社の社外取締役としての職務に十分な時間と労力を割くことができる状況にあります。以上の理由で、請求者はベラミー氏の取締役としての選任を提案します。

(注) 1. 候補者は、いずれも社外取締役候補者です。

2. 当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額であるとのことです。請求者は、各候補者の選任が承認された場合、各候補者との間でも同様に責任限定契約を締結いただくよう当社に求めます。
3. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されるとのことです。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があるとのことです。なお、保険料は全額会社が負担しているとのことです。請求者は、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となることを当社に求めます。